

仕 様 書

名 称	航空輸送等
作成年月日	令和4年11月10日
作成部隊	西部方面総監部装備部後方運用課
作成責任者	西部方面総監部装備部後方運用課輸送班 3等陸佐 松尾 彰美

1 適用範囲

本仕様書は、教育訓練等に伴う借上航空機による航空輸送等について適用する。

2 用語の定義

(1) 借上航空機

自衛隊の隊員が航空機の座席を全て専有できる航空機をいう。

(2) 受諾手荷物

搭乗者が携行する訓練に必要な物品及び装備品(航空法により輸送可能な火薬を含む。)をいう。

(3) コンテナトレーラ

12ftコンテナ及び20ftコンテナ(通信器材を梱包)が積載でき、かつ、国土交通省の自動車有償貸渡業の許可を受けた「わ」ナンバーの車両をいう。

3 内 容

(1) 鹿児島空港と奄美空港における借上航空機による部隊等の航空輸送

(2) コンテナトレーラの借用

4 細部要領

(1) 鹿児島空港と奄美空港における借上航空機による部隊等の航空輸送

ア 全 般

航空輸送に使用する航空機は借上航空機とする。

イ 日程等

(ア) 日 程

令和5年1月19日(木)から22日(日)のいずれか1日

(イ) 区 間

鹿児島空港から奄美空港

(ウ) 所 要

a 160名

b 通信器材、個人携行火器及び火薬所要量(数量については、確実に官側に確認)

ウ 要 領

(ア) 奄美空港到着時間については、午後15時から午後19時までの間とする。

(イ) 受託手荷物は、1名あたり2個(火薬を梱包した容器1個と個人携行火器を梱包した容器1個又は個人貨物1個)とする。

- (ウ) 個人携行火器を梱包した容器については、官側が準備する。この際、1個あたりの重量は最大100kgとし、超過料金が発生する場合には業者側が負担する。
- (エ) 火薬を梱包する容器は、業者側が準備する。

(2) コンテナトレーラの借用

ア 時期

令和5年1月16日（月）から25日（水）

イ 数量

コンテナトレーラ2台

ウ 借用要領

コンテナトレーラについては健軍駐屯地での受け渡しとする。

5 その他

(1) 借上航空機の準備

ア 借上航空機は、官側が要求する輸送所要を満たす航空機であれば、機体の大きさは問わない。

イ 落札業者については、落札後、4日間以内に使用する航空会社名を通知するとともに、借上航空機の運航計画を提出する。

(2) 連絡態勢の確保

営業時間内外問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

(3) 運航準備

官側の要求する航空輸送が実施できるよう、必要な申請許可等は全て業者側が実施する。

(4) 情報保全処置

本契約において知り得た情報の流失を防止する。

(5) 不測事態対処

航空機の遅延又は欠航が生起した場合には直ちに報告するとともに、代替の借上航空機を準備する。

(6) 別途協議

その他、本仕様書に記載のない事項や変更事項が生じた場合においては、別途協議し決定する。